

一般社団法人日本結核病学会代議員および役員選挙施行細則

平成 24 年 5 月 9 日制定

第 1 章 通 則

第 1 条 本会の代議員および役員の選任は、定款第 2 章および第 4 章の規定のほか、この細則の定めるところによって行う。

第 2 章 支 部

第 2 条 本会は全国を以下の地方に区分し、支部をおく。

北海道地方（北海道）

東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

関東地方（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県）

北陸地方（新潟県、富山県、石川県、福井県）

東海地方（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）

近畿地方（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）

中国・四国地方（岡山県、広島県、島根県、鳥取県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県）

九州地方（福岡県、佐賀県、大分県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

2. 支部はその地方の本会会員をもって組織する。会員の所属支部は原則として所属機関の所在地によって定める。
3. 本会は各支部の経費として会費年額の 10%の額に各支部所属の会費納入済み会員数を乗じて得た金額を交付する。
4. 各支部は本会定款に準じて支部会則を定め、支部長 1 名を含む役員をおく。
5. 支部長は支部運営を統轄する。

第 3 章 定 数

第 3 条 各支部で選出する理事および代議員の定数は、改選のつど理事会で決定する。

2. 各支部で選出する代議員の定数は定款第 5 条 3 項の規定による。
3. 理事の定数は各支部の正会員数の 1%（端数は四捨五入）とし、これが 2 名以下の支部は理事 3 名とする。
4. この基となる正会員数は、選挙が行われる直近の 8 月 31 日において会費を完納している正会員の数とする。

第 4 条 各支部とも同一機関から定数の半数以上の理事を選出してはならない。

2. 会長、次期会長、ならびに支部長は、職責上代議員を兼ねる。

第4章 選挙管理委員会

第5条 選挙事務を管理するため、学会本部に選挙管理委員会を設ける。

2. 選挙管理委員会は、理事長と常務理事をもって組織する。
3. 選挙管理委員長は理事長とする。

第5章 代議員の選挙権、被選挙権、および所属支部

(選挙権者)

第6条 代議員の選挙資格を有する者（以下、選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において会費を完納している正会員とする。

(被選挙権者)

第7条 代議員の被選挙資格を有する者（以下、被選挙権者という）は、選挙が行われる直近の8月31日において通算5年以上正会員であって、会費を完納している者とする。但し、代議員選挙が実施される翌年の3月31日までに満65歳になる者は、被選挙権を失う。

(所属支部)

第8条 選挙権者ならびに被選挙権者の所属する支部は、選挙が行われる直近の8月31日における主たる勤務地によって定める。ただし、会員の居住地が別の支部に属し、かつ、本人の申告がある場合は居住地による。また現に勤務していない者は居住地による。

(代議員の移動)

第9条 代議員が自分の所属する支部を変更した場合には、その任期中は新しい所属支部の代議員とする。

2. 所属の変更によって代議員数が定数よりも減少した支部は、前項の任期中、次点者をもって補充する。

第6章 代議員の選挙

(選挙告示)

第10条 代議員の選挙は選挙管理委員会が管理運営する。

2. 選挙管理委員長は、本細則第6条および第7条に定める代議員選挙権者および代議員被選挙権者の名簿を支部ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき代議員の定数、投票締切日を明示して、正会員に電子公告する。

(異議申し立て)

第11条 各支部の正会員は、前条の名簿の登録に関して不服あるときは、文書で選挙管理委員長に異議を申し立てることができる。

2. 選挙管理委員長は、前項の異議の申し立てを受けたときは、遅滞なくその異議の申し立てが正当

であるか否かを決定し、適切に処理しなければならない。

(投票)

第 12 条 代議員の選挙は、各支部ごとに代議員被選挙権者名簿に基づき、その中から無記名投票により行う。

第 13 条 投票は郵送によるものとし、選挙管理委員会へ送付する。

(開票)

第 14 条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。開票には選挙管理委員の 2 分の 1 以上の出席を要する。

2. 開票立会人として監事、および支部長を当てる。開票には監事 1 名以上の立ち会いを要する。支部長は開票に立ち会うことができる。

第 15 条 次の投票は無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) 選挙による代議員の定数を超える数の氏名を記載したもの
 - (3) 投票締切日までに到着しなかったもの。ただし、投票締切日の消印のある投票は有効とする
2. 前項各号のほか、投票の有効・無効は、選挙管理委員会においてその基準を定める。

(当選者の決定)

第 16 条 代議員選挙の当選者は、その支部の有効投票の得票数の多い者から順に選び、選挙による代議員数の定数に達するまでの者とする。代議員の員数を欠くこととなる場合に備えて、優先順位をつけて補欠の代議員候補者を決定しておき、その記録を選挙管理委員会が管理する。

2. 当選順位の得票数の等しい者が 2 名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。
3. 代議員は各都道府県から 1 名以上選出することとする。選挙で代議員が選出されなかった都道府県においては、当該都道府県で最高得票数を得た者 1 名を代議員とする。この代議員は定数に算入しない。この代議員が欠ける時は当該都道府県において次点の者を代議員として補充する。
4. 選挙管理委員会は、代議員の当選が決定したときは、これを、本人に通知するとともに理事長および該当の支部長に当選者名簿を送付する。理事長は、理事会および代議員会の承認を得た後に、これを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。

第 17 条 代議員に欠員を生じたときは、理事長は、選挙時に優先順位をつけて決定しておいた代議員候補者を補充し、その結果を理事会および代議員会が追認する。

2. 前項の規定によって、代議員を補充したときは、理事長は速やかにこれを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。

第 18 条 代議員の選任に関して疑義を生じた場合は、選挙管理委員会がこれを処理する。

第7章 理事の選挙

(選挙告示)

第19条 理事の選挙は選挙管理委員会が管理運営する。

2. 理事選挙権者および理事被選挙権者は支部ごとに各支部に所属する本会代議員であって、選挙が行われる直近の8月31日において会費を完納している者とする。
3. 選挙管理委員長は、本細則第6条および第7条に定める理事選挙権者および理事被選挙権者の名簿を支部ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、正会員に電子公告する。
4. 理事の選挙は支部ごとに各支部に所属する本会代議員の互選とし、無記名投票により行う。代議員選挙開催時の選挙は、新たに当選した代議員候補者の互選による。
5. 会長、次期会長、ならびに各種委員会委員長は、職責上、理事会に出席して報告し、意見を述べることができる。ただし理事に選任されていない場合、議決権は有さない。

第20条 選挙管理委員長は、代議員の名簿を支部ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき理事の定数、投票締切日を明示して、それぞれ該当する支部の代議員に通知しなければならない。代議員選挙開催時は、新たに当選した代議員にこれらの事項を通知しなければならない。

2. 代議員選挙開催時の理事の選挙は、代議員選挙の当選者が決定した後、次の理事会開催までに行う。

(投票)

第21条 投票は郵送によるものとし、選挙管理委員会へ送付する。

(開票)

第22条 開票は、選挙管理委員会が行う。開票には、選挙管理委員の2分の1以上の出席を要する。

2. 開票立会人として監事、および支部長を当てる。開票には監事1名以上の立ち会いを要する。支部長は開票に立ち会うことができる。

(当選者の決定)

第23条 投票の有効・無効、ならびに当選者の決定に関しては、代議員選挙の諸規定を準用する。

第24条 理事選挙の当選者は、その支部の有効投票の得票数の多い者から順に選び、理事の定数に達するまでの者とする。理事の員数を欠くこととなる場合に備えて、優先順位をつけて補欠の理事候補者を決定しておき、その記録を選挙管理委員会が管理する。

2. 当選順位の得票数の等しい者が2名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。
3. 選挙管理委員会は、理事の当選が決定したときは、これを、本人に通知するとともに支部長に当選者名簿を送付する。
4. 理事長は、理事の決定について理事会および代議員会の承認を受けた後に、これを学会誌、およ

びホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。

第 25 条 理事に欠員を生じたときは、理事長は、選挙時に優先順位をつけて決定しておいた理事候補者を補充し、その結果を理事会および代議員会が追認する。

2. 前項の規定によって、理事を補充したときは、理事長は速やかにこれを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。

第 8 章 支部長の選挙

(選挙告示)

第 26 条 支部長の選挙は選挙管理委員会が管理運営する。

2. 支部長は支部に所属する本会代議員の互選により、各選挙権者が理事選挙で投票する理事のなかから 1 名、無記名投票で選出される。代議員選挙開催時の選挙は、新たに当選した代議員候補者の互選による。

第 27 条 選挙管理委員長は、代議員の名簿を支部ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、投票締切日を明示して、それぞれ該当する支部の代議員に通知しなければならない。代議員選挙開催時は、新たに当選した代議員にこれらの事項を通知しなければならない。

2. 代議員選挙開催時の支部長の選挙は、代議員選挙の当選者が決定した後、次の理事会開催までに行う。

(投票)

第 28 条 投票は郵送によるものとし、選挙管理委員会へ送付する。

(開票)

第 29 条 開票は、選挙管理委員会が行う。開票には、選挙管理委員の 2 分の 1 以上の出席を要する。

2. 開票立会人として監事、および支部長を当てる。開票には監事 1 名以上の立ち会いを要する。支部長は開票に立ち会うことができる。

第 30 条 投票の有効・無効、ならびに当選者の決定に関しては、代議員選挙の諸規定を準用する。

(当選者の決定)

第 31 条 支部長選挙の当選者は、その支部の有効投票の得票数の最も多い者とする。支部長を欠くこととなる場合に備えて、優先順位をつけて補欠の支部長候補者を決定しておき、その記録を選挙管理委員会が管理する。

2. 当選順位の得票数の等しい者が 2 名以上あったときは、抽選によって順位を決定する。抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。

3. 選挙管理委員会は、新支部長の当選が決定したときは、これを、本人に通知する。

4. 理事長は、支部長の決定について理事会および代議員会の承認を受けた後に、これを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告す

る。

第 32 条 支部長に欠員を生じたときは、理事長は、選挙時に優先順位をつけて決定しておいた支部長候補者を補充し、その結果を理事会および代議員会が追認する。

2. 前項の規定によって、支部長を補充したときは、理事長は速やかにこれを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。

第 9 章 理事長、会長等の推薦

第 33 条 理事長・常務理事・会長・前年度会長・次年度会長をもって理事長会長等推薦委員会（以下、推薦委員会）を組織する。

第 34 条 推薦委員会は理事長が招集する。

第 35 条 推薦委員会は理事長、会長、監事・各委員長の推薦案を協議し、理事会および代議員会に提議し、承認を得て決定する。

2. 総会で理事長、会長、監事・各委員長が承認決定されたときは、これを学会誌、およびホームページ上に公告する。ホームページ上に公告できない場合は、官報に掲載して公告する。
3. 会長および監事は代議員から推薦する。

第 36 条 会長は年 1 回、総会・学術講演会を開催する。

2. 会長、次期会長、次々期会長は、第〇回総会・学術講演会会長と呼称する。任期は、それぞれの前任者の総会・学術講演会終了任期の翌日から当該総会・学術講演会終了の日までとする。
3. 会長は重任、再任ともにできない。

補 則

第 37 条 この施行細則は、理事会および社員総会の議決を経なければ、変更できない。

附 則

この細則は、平成 24 年 5 月 9 日から施行する。

平成 30 年 6 月 22 日 一部改定

平成 30 年 11 月 15 日 一部改定